

## 教科書で教えられている政治と教えられるべき政治

'Politics' that is taught and that should be taught with the school textbooks

蒔 田 純

Jun MAKITA

弘前大学教育学部

Department of Education, Hirosaki University

### 要 旨

本稿では、中学校社会科公民分野の教科書において、政治、特に民主主義に関わる事柄がどのように記述されているか確認した上で、政治学的観点から見た若干の提案を行う。「民主主義」は「多数者による支配」「多元主義・自由主義」「政治参加」「熟議」の四要素に区分され、それぞれについて各教科書間での共通点と相違点が示された上で、その内容に関して政治学が貢献し得る点が明らかにされる。

キーワード：政治教育、民主主義、学校教科書

### 1. はじめに

選挙権が18歳に引き下げられ、学校教育の現場で政治に関する事柄が正しく教えられる必要性がますます高まっている。現在、「シティズンシップ教育<sup>1</sup>」「主権者教育<sup>2</sup>」という言葉の下、選挙での投票をはじめとした政治との関わり方を教える実践的な政治教育が、学校現場でも「総合的な学習の時間」等において行われる例が増えており、これ自体は、生徒の政治に対する能動的で責任ある態度を涵養するものとして歓迎すべき動きである。

しかし、当然ではあるが、このような新たな流れが起る前から、既存の社会科授業において教えられるべき内容として政治は含まれていたし、公民的分野の教科書においても政治は主要な項目の一つとしての位置づけを与えられていた。これを踏まえると、生徒の政治に対する正しい理解を育むには、「シティズンシップ教育」「主権者教育」に加えて、こういった既存の公民教育の内容も同時に吟味され、改善され続けねばならないと言えるだろう。

本稿では、このような問題意識に立ち、社会科公民的分野の教科書の記述に注目しながら、現在、学校現場では政治に関してどのような内容が教えられているかを確認し、また、政治学の立場から見て、そこに改善の余地があるのであれば、どのように改められるべ

きかを検討する。「シティズンシップ教育」「主権者教育」が現実政治との関わり方を教える実践的性格が強いとすれば、社会科公民的分野はそこに至る前提となる知識・知見を養うものと言え、それ故にその役割は重大である。本稿は、公民教育のそのような性格を踏まえ、それに適した教育内容を模索する不断の改善プロセスの一つを成す試みとして位置づけられるのであり、ここに公民教育研究上の一定の意義があるものと考えられる。

一口に政治と言ってもその内容は多岐に渡るが、本稿では特に「民主主義」にその対象を絞ることとする。「民主主義」も極めて多義的で幅広い概念であるが、「人民の権力」または「人民の支配」<sup>3</sup>というその基本的な意味内容に基づくと、それは、生徒が国民(人民)の一人として政治にいかに関わるか、そこにおいて与えられた権利をいかに行使するか、といった学校現場における政治教育のまさに中核に位置付けられるものと理解でき、公民教育における政治に関する事項を象徴するものとして、ここでの考察に相応しいと考えた。

以下では、2において、政治教育と政治的中立性の問題について論じ、それを踏まえて、3において、教科書の内容を検討する際の方法について述べる。続く4において、各教科書の記述を確認し、それに基づいて5において、教科書の記述に対して政治学が貢献し

得る点について検討を加える。

なお、本稿の問題意識としては義務教育課程全体をその視野に含むものであるが、小学校社会科の教科書においては、本稿が対象とする主たる政治的要素の一つである「多元主義・自由主義」「熟議」等に該当する用語への言及が極めて少なかったため、本稿における考察の対象も中学校の社会科公民的分野に限定することとした。小学校社会科教科書に関する政治学的視点からの同様の考察は、本稿を踏まえた今後の更なる研究課題としたい。

## 2. 教育と政治的中立性

政治的知識・知見に関する教育といったテーマを検討する際、特に問題となるのが、政治的中立性についてである。生徒が政治についてその意義を正しく理解し、民主主義の担い手として適切な判断のできる材料を提供するのが教育の役割であり、そこに特定の政治的な考え方や勢力に基づく偏った意図が含まれてはならないことは当然である。教育基本法第14条は、第1項において「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と定める一方で、第2項では、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定しており、ここにおける政治教育と政治的中立のバランス、線引きの問題が、教育と政治の関係性を語る上で常に議論となってきた<sup>4</sup>。

この点につき、小玉重夫は、教育と政治をめぐる歴史的経緯を追った上で、戦後の我が国の教育における、政治化⇒脱政治化⇒再政治化、という流れを明らかにしている。小玉によれば、戦後～1950年代にかけて、文部省対日教組に代表されるイデオロギー闘争が「旭丘中学校事件」等の形で学校現場にも顕在化する中、1950年代の教育関連法制度の改革<sup>5</sup>や教育関係団体の再編<sup>6</sup>によって脱政治化が進み、それが全国の学校現場に浸透していった。しかし、90年代以降、グローバル化・自由化・規制緩和の流れの中で、日本において福祉国家を代替してきた家族・学校・企業のトライアングルが崩れ、「シティズンシップ」を教育の中で再構成し、教育の再政治化を追求する必要性が出てきたという<sup>7</sup>。

小玉は、教育カリキュラムをシティズンシップの観点から組み換え、その中心に政治的リテラシーを位置づけることを「カリキュラムの市民化」と呼んだ上で、それが、上記のような変化を受け、現代において必要とされている旨述べている<sup>8</sup>。彼は、「社会科などで

憲法や人権、三権分立など社会の仕組みを知識として教えても、それだけで有権者として適切な政治的センスが磨かれるとは限らない」として既存の知識ベースの政治教育の問題点を指摘した上で、「社会の出来事には必ず政治的な側面がある。意見の異なる「他者」同士がつくっているのが社会だからである。物事を批判的に判断したり、意見の違いを突き合わせ問題を解決したりしていく「政治的センス」が、市民に求められるのである」と述べ、それ故に「カリキュラムの市民化」が求められると論じている<sup>9</sup>。

本稿は、こういった小玉の議論を踏まえながら、必要な中立性を保ちつつ「政治的センス」を身に付けさせる際に提供されるべき政治的知識・知見とは何か、について考察するものである。「教育の再政治化」の時代にあって、公民教育の具体的な内容に関して、政治学の立場から現状把握のための基礎的情報とそれを踏まえた若干の提案を行い、「カリキュラムの市民化」に向けた既存教科における環境整備の一端を担うものと位置づけられたい。

## 3. 「民主主義」の構成

本稿では、特に「民主主義」に絞り、その教科書における教えられ方について考察を行う。「民主主義」は多義的で様々な使い方をされる語であるため、学校教科書における記述を考える際も、いくつかの構成要素ごとに検討を進めるのが適している。この点につき、参考となるのが、村上(2016)である<sup>10</sup>。この論文では、「民主主義」と「市民社会」に注目し、それらを構成する各要素について、教育現場でどのような用語・概念を用いて教えられているかが示されている。それによると、まず「民主主義」は、「多数者による支配」「多元主義・自由主義」「(直接的な)政治参加」「熟議」に、「市民社会」は、「自律性」「合理性・知性」「公共意識」に、それぞれ分けられる。その上で、「横浜市選挙管理委員会の中高校生向けウェブサイト」,「明るい選挙って何(明るい選挙推進協会ウェブサイト)」,「用語集 政治経済(高校生向け教材)」の三つの資料につき、各要素と関連する記述が挙げられ、全体として「民主主義」「市民社会」がどのような政治学用語・概念によって説明されているかが表としてまとめられている<sup>11</sup>。

村上はこれを踏まえ、「多元主義・自由主義」では、「歴史、政治制度、政治思想に関連するものが目立」っていること、「(該当する記述が少なく)熟議や公共意識は、教えにくそうに見える」こと、等を指摘し、その上で、「ポリアーキーと「公的異議申し立て」,「国

家や政治権力（政党、官僚など）への批判的視点」等が「政治学教育の責務に属する」ものであると述べている<sup>12</sup>。

本稿では、議論の複雑化を避け、簡略な考察を目指す観点から「市民社会」に関する要素は捨象し、その上で、「民主主義」を村上論文に倣った四つの要素に分けて考えることとする。各要素はそれぞれ現代の民主主義を考える上で不可欠のものであり、また、生徒の政治に対する関わりとそのための教育といった観点から見ても、必要な項目を一通りカバーできているものと考えられる。

#### 4. 教科書における記述

ここでは、村上論文で挙げられた「民主主義」を構成する四要素（「多数者による支配」「多元主義・自由主義」「(直接的な)政治参加」「熟議」）につき、現在、使用されている教科書ではどのような記述が為されているかを確認する。表1～4（紙幅の関係で、表2、表4は二つに、表3は三つに、それぞれ分割してある）はそれぞれの要素に関する各教科書の書きぶりをまとめたものである<sup>13</sup>。各表においては、それぞれの要素に該当すると考えられる記述を抜き出した上で、それを端的に表すキーワードも共に記してある。各要素が更に小さなカテゴリに分けられている形となっているが、これはあくまで教科書の記述を抜き出した後、それを踏まえて帰納的に与えられたものであることに留意されたい。

まず表1「多数者による支配」については、①国民主権、②多数決原理、③世論、④小選挙区制、という四つの小カテゴリが生まれている。①は政治の決定権力としての主権を国民自身が持つということであり、まさに民主主義の根幹を成すものである。また、②は最終的には多数者の意見が全体としての意見になることを指し、民主主義における意思決定の基本的な在り方を示すものと言える。①②は双方とも、その重要性を反映し、全ての教科書において記述が為されている。③は政治的決定を行う者は常に世論の動向に気を配る必要があるということであり、これも殆どの教科書において言及が為されている<sup>14</sup>。④は小選挙区制が多数派に有利な制度であり、これが二大政党制、そして政局の安定をもたらす傾向が強いことを指している。これについては、「小選挙区制」という用語そのものは掲載されているが、それと多数派支配との関係性にまでは言及が及んでいない教科書が相当数あり、特に教科書によって対応が分かれている項目の一つである<sup>15</sup>。

表2-1、表2-2の「多元主義・自由主義」につ

いては、①精神の自由、②少数意見の尊重、③野党、④複数政党制、⑤比例代表制、⑥利益集団、の六つに分かれている。①は物事を考え、それを発表する自由が保障されていること、②はたとえ全体から見ると少数に留まる意見でも尊重されねばならないこと、をそれぞれ示すものであり、自由主義の根幹を成すものとして、双方とも全ての教科書において言及されている<sup>16</sup>。③は政府・与党を監視し、批判する勢力としての野党の役割について述べるものであり、これも、健全な多元主義の基礎を担うものとして、全ての教科書で説明が為されている。④は異なる考え方の政党が複数存在することによって様々な意見が政治に反映され、一つの考え方に基づく政党のみが権力を握ることを防ぐということを示すものである。これについては「複数の政党が存在すること、それが認められていること」は事実として述べられていても、左記のような趣旨までは書かれていない場合があり、教科書によって記述に差があると言える<sup>17</sup>。⑤は多様な意見を反映させるには比例代表制が適していることを示すものであるが、これに関しては上記の「小選挙区制」と同様、用語自体は掲載されているが、それと少数意見の反映、ひいては小党分立状況につながりやすいこととの関係性については、教科書によって対応が分かれている<sup>18</sup>。⑥は利益集団が社会の中の多様な利害を反映しており、それを政治に伝える役割を果たしていることを表すものであり、これについても「利益集団」という用語は掲載されているが、その政治過程上の機能までには言及が至っていない教科書も多い<sup>19</sup>。

表3-1、表3-2、表3-3の「政治参加」については、①参政権、②棄権、③直接請求権、④投票の大切さ、⑤その他の参加方法、の五つに区分されている。①は選挙権・被選挙権をはじめとする参政権が国民に保障された権利であることを示すものであり、全教科書において、憲法の中身を記す項目等で説明されている。②は、棄権が与えられた選挙権を放棄する行為であることを表すものであり、それが近年は相当程度高い水準にあること、それが決して望ましい状態ではないこと、までを含めて、全ての教科書で言及されている。③は地方自治におけるリコール、条例制定の請求等の直接請求権を説明するものであり、これも全ての教科書において、地方自治の項目で言及が為されている。④は、他のような事実を記述するものとは異なり、選挙で投票することがいかに大切か、棄権することがいかに問題か、について説明するものである。これについては、全ての教科書でこの趣旨の記述は見られたものの、その内容や長短は大きく異なっており、

表1 「多数者による支配」に関する中学校教科書の記述

教科書	記述	
東京書籍 『新編 新しい社会 公民』 (公民929)	国民主権	・国民主権は、国の政治の決定権は国民が持ち、政治は国民の意思に基づいて行われるべきであるという原理です。(p.40)
	多数決原理	・話し合っても意見が一致しないこともあります。その場合は、最後は多数の意見を採用することが一般的です(多数決の原理)。(p.75)
	世論	・政府や政党は、しばしば世論の動向を参考にして政策を考えたり、政治を行ったりします。(p.82)
	小選挙区制	・小選挙区制では大政党の候補者が当選することが多く、議会で多数派が作られやすい特徴があります。(p.77)
教育出版 『中学社会 公民 ともに生きる』 (公民930)	国民主権	・日本国憲法では、主権者は私たち国民であり、国民が政治のあり方を決める力をもっていることが明示されています。これを国民主権といいます。(p.40)
	多数決原理	・最終的な決定の方法として、多数決の原理がとられています。(p.75) ・議会でのさまざまな決定は、多数決によって行われます。(p.78)
	世論	・民主政治では、議会や政府は世論の動きに注意し、世論を反映した政治を行う必要があります。世論は、政治を動かす原動力になっています。(p.80)
	小選挙区制	・小選挙区制は、一つの選挙区から一人の議員を選出する制度です。(p.77)
清水書院 『中学公民 日本の社会と世界』 (公民931)	国民主権	・民主政治のもっとも基本的な原則は、自分たちのことは自分たちで決めるという考え方である。～中略～これが、日本国憲法に定められた国民主権である。(p.60)
	多数決原理	・議会政治では、審議をつくして、最終的には多数意見にしたがってものごとを決めるという多数決の方法がとられている。(p.75)
	世論	・世論は政府や政党が政策を決定するうえで重要な役割を果たしている。(p.62)
	小選挙区制	・選挙はその種別によって選挙区が定められ、1選挙区1名を選ぶ小選挙区、2名以上を選ぶ大選挙区がある。(p.64)
帝国書院 『社会科 中学生の 公民 より良い 社会をめざして』 (公民932)	国民主権	・国民主権とは、国民の幸せの実現をめざして行われる民主政治において、政治のあり方を最終的に決める力(主権)が国民にあるということを意味します。(p.38)
	多数決原理	・民主主義においては、多数決がおもな意思決定の方法です。～中略～より多くの意見を反映できる方法として、多数決が行われています。(p.33)
	世論	・国会議員は世論の支持があつてこそ選挙で選ばれ、政策を実現することができます。～中略～こうしたやりとりによって、世論は国の政策に反映されていきます。(p.62)
	小選挙区制	・小選挙区制では、選挙区ごとに1名しか当選しないため、大きな政党が有利となり、当選に反映されない票(死票)が多くなります。(p.68)
日本文教出版 『中学社会 公民的分野』 (公民933)	国民主権	・国の政治のあり方を最終的に決める力が国民にあることを、国民主権といいます。(p.40)
	多数決原理	・より多くの人の意見を政治に反映させるために、多数決の原理に基づいて決定が行われます。(p.35)
	世論	・民主政治は、世論による政治だといわれます。～中略～政府や政党が国民から支持されるには、世論に目を向け、世論にこたえる政策を進める必要があります。(p.82)
	小選挙区制	・二大政党制はふつう、小選挙区制の国で生じやすく、どちらか一つの政党が内閣を組織し、しばしば政権交代が生じます。(p.81)
育鵬社 『新編 新しい みんなの公民』 (公民934)	国民主権	・主権が国民にあることを国民主権といいます。(p.50)
	多数決原理	・議論を重ねても、必ずしも全員が同じ意見になるとは限りません。その場合は、多数の考えを全体の意見とみなす必要が出てきます(多数決の原理)。(p.86)
	世論	・民主政治を行う上で、世論はきわめて大きな影響力をもっています。(p.93)
	小選挙区制	・小選挙区制は～中略～政権交代を可能にし、政治の腐敗を防ぐといわれています。しかし、死票(当選に結びつかなかった票)の割合が高く、その結果、少数意見が切り捨てられやすくなるという問題もあります。(p.91)
自由社 『中学社会 新しい 公民教科書』 (公民927)	国民主権	・国民主権とは、国の政治のあり方を最終的に決めるのは国民であるということです。つまり、国民の代表者が行使する権力は国民の権威に基づいていなければなりません。(p.52)
	多数決原理	・多数決により決められます。～中略～多数決によって過半数をこえた意見が国民により最も支持された意見であるとして、政策として決定されるわけです。(p.45)
	世論	・政治家や政党がマスメディアを通じて、自己の主張や政策の構想を国民にアピールし、世論の支持を訴える場合もあります。(p.82)
	小選挙区制	・小選挙区制は、政治を活性化して2大政党制に向かわせる、といわれる。しかし、この制度では各選挙区で1人の当選者以外に投じられた票はすべて死票となるため、民意がきめ細かく反映しないとの指摘がある。(p.81)

表2-1 「多元主義・自由主義」に関する中学校教科書の記述（その1）

教科書	記 述	
東京書籍 『新編 新しい社会 公民』 (公民929)	精神の自由	・日本国憲法は、精神の自由を保障しています。(p.52)
	少数意見の尊重	・反対の意見を持つ人も多数の意見に従うことになるため、結論を出す前に少数の意見も十分に聞いて、できるだけ尊重すること（少数意見の尊重）が必要になります。(p.75)
	野党	・内閣を組織して政権をになう政党を与党といい、それ以外の政党を野党といいます。(p.80-81)
	複数政党制	・複数の政党が議席を争う政党政治が行われています。(p.80)
	比例代表制	・比例代表制では小選挙区制よりも少数意見も代表されやすいかわりに、議会が多数の小政党によって構成され、決定がしづらくなることがあります。(p.77)
	利益集団	・自らの目的を実現するために、議員や政党などを説得したり応援したりする団体を、利益集団(圧力団体)といいます。(p.79)
教育出版 『中学社会 公民 ともに生きる』 (公民930)	精神の自由	・「精神活動の自由」：自由にものを考え、意見を述べ、行動することは、私たちが生きていくうえで、とても大切なことです。(p.42)
	少数意見の尊重	・多数決での決定の前には、少数意見を尊重して十分に話し合い、合意を旨とする努力が必要です。(p.75)
	野党	・政権に参加しない政党を野党といい、政権を批判したり監視したりします。(p.78)
	複数政党制	・一つの政党しか存在が許されない場合は、一党独裁となり、考え方の違いや政府への批判が自由である民主主義の原則に反します。(p.79)
	比例代表制	・比例代表制は、政党の名前を書いて投票し、得票数に応じて政党に議席を配分するしくみです。(p.77)
	利益集団	・特定の利益を代表する団体(利益団体)も、政党にはたらきかけることで、目的の実現を旨とする場合があります。～中略～利益団体も、国民と政治をつなぐ役割を果たしています。(p.79)
清水書院 『中学公民 日本の社会と世界』 (公民931)	精神の自由	・人は、心の中においては自由である。憲法はそれを精神の自由として保障している。それは自分で自由にものごとを考え、自分の正しいと思うことを信じる自由と、そうした考えを主張し、表現することの自由から成り立っている。(p.36)
	少数意見の尊重	・少数派の人びとも発言の機会を十分に保障して討議を深め、自分たちの意見を国民に示すことが重要である。(p.75)
	野党	・野党は、与党の政策や法律案が国民全体の利益に反しないか監視し、ときには反対する役割を負っている。(p.66)
	複数政党制	・一つの政党が国民の意見に耳を傾けることだけでなく、さまざまな意見が議会で尊重されるために少数派を代表する政党も必要である。議会がこうした複数の政党から成り立っていることも大切である。(p.66)
	比例代表制	・比例代表制は、有権者が支持する政党に投票し、その得票率に応じて、事前に提出された各政党の候補者名簿の上位者から順に議席を割りあてる。(p.65)
	利益集団	・自分たちの意思を政治に反映させるために、政党や国・地方公共団体にはたらきかける団体を利益団体という。利益団体があらわれたのは～中略～特定の団体に固有の利益を政治に反映させることがむずかしくなったからである。(p.66-67)
帝国書院 『社会科 中学生の 公民 より良い 社会をめざして』 (公民932)	精神の自由	・（精神）の自由には、自分の思想や考えが国家によって干渉されないための思想良心の自由、自分の考えを表現するための表現の自由などがふくまれます。(p.48)
	少数意見の尊重	・多数決にあたっては、単に数の多いほうに決めるだけでなく、異なる立場の人たちが十分話し合い、合意点を見出せるような取り組みが必要です（少数意見の尊重）(p.33)
	野党	・政権を担当しない政党（野党）も、自分たちの政策が実現するように国会で活動し、さらに与党の政策に誤りがないか、国会で議論を続けます。(p.66)
	複数政党制	・政党が一つしか認められなければ、国民のさまざまな意見を政治に反映することはできません。そこで、民主政治の下では、複数政党制というしくみがとられています。(p.66)
	比例代表制	・比例代表制ではさまざまな世論は反映されますが、多くの政党が乱立して、政治が不安定になるおそれもあります。(p.68)
	利益集団	・議会や政府にはたらきかけて自分たちが求める政策を実現させようとする圧力団体(利益団体)もあります。(p.67)

表2-2 「多元主義・自由主義」に関する中学校教科書の記述（その2）

教科書	記 述	
日本文教出版 『中学社会 公民的分野』 (公民933)	精神の自由	・私たちにとって、自由にものを考え、正しいと信じる生き方をし、正しいと思うことを発表することは、生きるうえでなくてはならないことです。～中略～日本国憲法では、精神の自由を保障しています。(p.46)
	少数意見の尊重	・結論を出す前に、少数意見の尊重のために、十分に議論することがたいせつです。多数者の利益のために、少数の人たちの権利を不当にうばうことは許されません。(p.35)
	野党	・野党は内閣を監視し、政策を批判し、政権交代をめざします。(p.80)
	複数政党制	・政党政治のあり方には～中略～二大政党制と～中略～主な政党が三つ以上ある多党制などがあります。民主政治ではない国のなかには、一党制の国も存在します。(pp.80-81)
	比例代表制	・多党制はふつう、比例代表制の国にみられます。どの政党も議会の過半数に達しない場合が多く、複数の政党が協力して連立内閣（連立政権）を組織します。(p.81)
	利益集団	・さまざまな利益団体 多様な団体が政治や政策に意見をもち、人々の意見に影響をあたえ、世論を形成します。(p.82)
育鵬社 『新編 新しい みんなの公民』 (公民934)	精神の自由	・憲法では～中略～精神の自由を幅広く保障しています。～中略～人々が考えを自由に主張できることは～中略～民主政治にはなくてはなりません。(p.62)
	少数意見の尊重	・少数意見でも採用できるものはとり入れるという柔軟な姿勢が大切です（少数意見の尊重）。(p.86)
	野党	・それ以外の政党は野党とよばれ、与党の政策を批判したり政治を監視したりする役割を担っています。(p.88)
	複数政党制	・ヨーロッパの多くの国でも、三つ以上のおもな政党があり、しばしば連立政権が成立します。イギリスやアメリカでは二つの大きな政党がありますが、このような二大政党制の場合、選挙で政権を担う政党が代わる政権交代がしばしば起こります。(p.89)
	比例代表制	・比例代表制は、有権者の意思が議席数として正確に反映できたり、死票を減らしたりする長所がありますが、多くの政党の分立をまねき、政治が不安定になりやすいという短所もあります。(p.91)
	利益集団	・利益集団（圧力団体、プレッシャーグループ）とは、共通の利害をもった人々がつくる団体で、その団体の利益になるよう、選挙の票や政治資金を武器に、自らの要求を実現しようとします。(p.92)
自由社 『中学社会 新しい公民教科書』 (公民927)	精神の自由	・憲法は～中略～私たちの内心における思想や信教（精神の自由）と、その表現にかかわる自由を広く保障しています。(p.65)
	少数意見の尊重	・しかし、多数決は万能でしょうか。何でも多数決で決めてよいのでしょうか。(p.45)
	野党	・政権を担当しない政党は野党と呼ばれ、与党の政策への批判や対案の提示を通じて、与党の政治をチェックする役割を果たします。(p.87)
	複数政党制	・現在の中国のように、共産党の一党独裁制は、国民からみて政治について自由に意思を表明する選挙の手段がなく、議会制民主主義のもとでの政党のあり方とは異なっている。(p.87)
	比例代表制	・比例代表制は、多様な民意が各政党の議席数に反映されるが、小党が乱立し政治を不安定にすると指摘される。(p.81)
	利益集団	・経済団体など、国会議員以外の団体が、希望する政策の実施を議会や政府に求める場合もある。このような団体を圧力団体と呼ぶ。(p.86)

グラフや表を用いて1頁近くの紙面を割いているものもあれば、投票の意義について数行で簡潔にまとめているものもある<sup>20</sup>。⑤は、その他にも政治参加の方法は色々であり、多様なチャネルを使って政治に国民の声を届けることが可能であることを示すものである。これについても、全ての教科書に何らかの記述はあるが、その厚みは様々であり、請願・住民投票・住民運動・利益集団への参加・政治家への陳情・ピラ配り・デモ行進・投書・取材要請等について、各教科書が独

自の記述を行っている<sup>21</sup>。

表4-1、表4-2の「熟議」については、①議論による政治、②メディアリテラシー、③話し合いの大切さ、④実践的授業、に分けられる。①は、政治的意思決定は徹底した議論を経た上で為されることを示すものであり、表現の違いはあれ、全ての教科書において記述されている。②は議論の前提となる情報に関して、メディアの報道を鵜呑みにするのではなく、それを材料にしつつも自分で冷静に考えて判断することが

表3-1 「政治参加」に関する中学校教科書の記述（その1）

教科書	記 述	
東京書籍 『新編 新しい社会 公民』 (公民929)	参政権	・国民が政治に参加する権利が参政権です。(p.56)
	棄権	・今日の選挙の課題として、選挙に行かない棄権が多いことが挙げられます。(p.78)
	直接 請求権	・私たちの日常生活と密接に関わる地方自治では～中略～住民による直接民主制の要素を取り入れた権利(直接請求権)が認められています。(p.105)
	投票の 大切さ	・民主主義を確かなものにするためには、私たち一人一人の積極的な政治参加が欠かせません。中でも重要なのが選挙です。(p.76) ・多くの人が選挙を棄権すると、一部の人たちによって政治の大切なことが決められてしまうこととなります。(p.78)
	その他の 参加方法	・国や地方公共団体、政治家に働きかけることも政治参加です。立場や利害を同じくする人々の集まりである利益集団(圧力団体)に加わることや、身近な地域で、住民としてまちづくりや住民運動などに関わることも、政治参加と言えます。選挙運動の手伝いをしたり、自らが選挙に立候補して政治家として活動することも考えられます。選挙に立候補する権利である被選挙権も、選挙権と同様、一定の年齢以上の全ての国民に認められています。最近では、情報公開制度を利用して、国や地方公共団体の仕事などを調べたり、監視したりすることも行われています。また、インターネットを使って、政策について調べたり、政治に関する問題についてみんなで議論したり、政治家に自分の意見を伝えたりすることも、新しい形の政治参加といえます。(p.79)
教育出版 『中学社会 公民 ともに生きる』 (公民930)	参政権	・私たちが政治に参加する権利を参政権といいます。(p.60)
	棄権	・投票率が低いことも、日本の選挙が抱える課題の一つです。
	直接 請求権	・地方自治体では直接民主制のしくみを取り入れ、住民の声が十分に生かされるようになっています。～中略～こうした権利は、直接請求権とよばれます。(p.110-111)
	投票の 大切さ	・選挙は国民が政治に参加する最も重要な機会です。選ばれた議員が決定を行うため、選挙は政治の大きな方向性を決める大切な意義をもっています。(p.76) ・投票率が低いと、投票した少数の有権者の意向だけを反映して議会での決定が行われることになり、当選した議員や選挙、議会での決定に対する信頼性を低下させることにもつながりかねません。(p.77)
	その他の 参加方法	・選挙や投票に参加したり、政治について意見を発表したりすることが、私たち国民による政治の決定にとって、とても重要です。(p.40)
清水書院 『中学公民 日本の社会と世界』 (公民931)	参政権	・主権者である国民は、国民のための政治がおこなわれるよう政治に参加する権利(参政権)を保障されている。(p.50)
	棄権	・投票率が低いことも大きな問題である。とくに、若い世代の投票率が低い。(p.65)
	直接 請求権	・住民は、長(首長)や議会に対して、国政の場合と異なるさまざまな権利をもっている。～中略～これを直接請求権という。(p.88)
	投票の 大切さ	・国民の意見や判断が議会や政府をうごかし、政治に反映されるように、間接民主制では国民が主権者としての自覚をもって、積極的に参加することが求められる。(p.61) ・選挙は、国民が主権者としての権利を行使する大切な機会である。私たちはまた、ふだんから国会や議員の活動、政党のうごきなどに関心をもつことも必要である。(p.65)
	その他の 参加方法	・国民は～中略～自分たちの意思や利害を、選挙だけではなく、世論調査や街頭での運動など、さまざまな方法をとおして表明していかなければならない。(p.31) ・最近では、インターネットの普及により～中略～自分の意見を発信できるようになった。それによって形成された世論は、ときに政治に大きな影響をあたえている。(p.63) ・国民が新しい法律の制定をのぞむ場合は、署名や請願行動によって国会議員に要請したり、世論をとおして内閣に働きかけることができる。(p.73)

重要であることを説明するものであり、これも全ての教科書において、メディアの在り方を扱う項目で説明が為されている。③は、先の「投票の大切さ」と同様、事実の説明ではなく、良い結論を導くには他の人と議論し、意見をぶつけ合うことが大切であることを説くものであり、これについては、教科書によって相当程度記述の仕方が分かれていると言える<sup>22</sup>。また④は「ディベート」「ブレインストーミング」「プレゼンター

ション」等の実践的授業を、具体的事例を含めて紹介し、各学校・各クラスで実際に行ってみることを提案するものである。これも、方法や事例の種類について教科書ごとに様々な形が存在すると言える<sup>23</sup>。

## 5. 政治学的視点からの提案

ここでは、前節を踏まえ、政治学的視点から見て現在の教科書に改善の余地があるとすればそれはどのよ

表3-2 「政治参加」に関する中学校教科書の記述（その2）

教科書	記 述	
帝国書院 『社会科 中学生の 公民 より良い 社会をめざして』 (公民932)	参政権	・国民がみずから政治に参加するための権利を、参政権といいます。(p.54)
	棄権	・近年の選挙では、若い世代の投票率が他の世代より低い傾向が続いています。(p.100)
	直接 請求権	・地方の政治においては、国の政治とは異なり、直接民主制を取り入れた直接請求権がはば広く認められています。(p.91)
	投票の 大切さ	・みなさんも、近い将来に選挙権を手にする事で、政治に参加する機会が増えます。国の政治について知ることは、国民主権を生きたものとするために大切です。(p.61) ・若者の多くが投票を棄権していると、政治家は投票する人の多い年長の世代がかかえる問題を優先して取り組むようになるかもしれません。～中略～若者の意見を政治に反映していくためには、今まで以上に積極的な政治参加が求められています。(p.100) ・みなさんは、たったひとりの意見では政治に影響がないと思うかもしれませんが、それは誤りです。民主政治の下では、世論の支持がなければ政治を行うことはできません。～中略～私たちには、社会を変える力があることを自覚しましょう。(p.100-101)
	その他の 参加方法	・(インターネットは)有権者にとっては、マスメディアを介さずに情報を得ることができ、選挙権のない若者でも政治家に意見を伝えることができます。(p.63) ・私たちは主権者として、国会に対しては選挙を通じて、内閣に対しては内閣を支持する・支持しないと世論によって、さらに裁判所に対しては国民審査や裁判員としての参加などを通して、その活動をたえず見守らなければなりません。(p.85) ・まずはテレビや新聞などを通じて、国や地方公共団体の政治の動きに関心を持ち、どのような課題に取り組んでいるかを知っておきましょう。そして、新しい社会のしくみをつくり出していくためには何が必要か、自分なりに考えてみましょう。(p.101)
日本文教出版 『中学社会 公民的分野』 (公民933)	参政権	・政治に参加する権利を参政権といいます。(p.56)
	棄権	・近年は選挙の投票率の低下が問題になっています。その背景には、多くの人の政治への無関心や、政党や政治家、政治全体に対する不信心の高まりがあります。(p.82)
	直接 請求権	・住民には、首長や地方議員の解職(リコール)、議会の解散などを求める直接請求権が認められています。(p.92)
	投票の 大切さ	・国民の政治参加にとって、選挙権がとて重要になります。政党や候補者の政策をよく判断し、代表者を選ぶことによって、主権者である国民の意思が国政に反映されるのです。(p.41) ・社会の課題を解決するには、一人一人が政治に関心を持ち、政治に参加することがたいせつです。(p.82)
	その他の 参加方法	・政治参加には、憲法の参政権に基づいた議員など公職者への立候補、公職者を選ぶ選挙の投票、政党への参加、国会や行政機関に要望を伝える陳情や請願、条例制定などを求める直接請求、政策案を提示する団体や運動への参加、インターネットを通じた意見の表明などの方法があります。(p.82) ・インターネットは、マスメディアを通さずに、政治と利用者が直接的で双方向の関係をきずくことができる新しい政治参加の方法です。(p.83)

うな点か、について検討を加えたい。まず、「多数者による支配」については、上記の通り、小選挙区制と多数者支配の関係性に関して教科書ごとに対応が異なっている。小選挙区制⇒多数者に有利な結果⇒二大政党制⇒政局の安定、という因果関係の連鎖は、多数者支配という民主主義の側面を具体的な制度とその実際の効果という形で象徴的に表すものであり、また、多数決というミクロの投票の視点を選挙制度と政党システムというマクロの視点につなぎ合わせるものでもある。いずれも民主主義の現実的な動きを理解するために極めて有用と考えられ、この点がより多くの教科書で強調されても良いと言える。当然その際は、多数支配による政権の安定は少数意見の反映と裏腹の関係にあり、後者は比例代表制においてより実現されることが踏まえらるべきであろう。

「多元主義・自由主義」については、前節に見た教科書ごとに記述のばらつきが見られた点(複数政党制=多様な意見の反映や権力の集中を防ぐ役割を果たしていること、比例代表制=少数意見の反映に適していること、利益集団=多様な利害を政治に伝える機能を持っていること)に関しては、できる限りの言及が為されるべきである。これらを通じて政治過程には様々な立場の様々な意見が表出されているのであり、そうした多元主義の基礎的な姿をこのような具体的項目を通して学ぶことは意義が大きいと考えられる。

またその上で、政治過程には、いかなる多様な考え方が存在しており、いかなる多元的な勢力がいかなる活動をしているのか、という点についても多少の記述が為されてよい。多元性が保障されているのであれば、次はその中身について考えが及ぶのは必然である。上

表3-3 「政治参加」に関する中学校教科書の記述（その3）

教科書	記 述	
育鵬社 『新編 新しい みんなの公民』 (公民934)	参政権	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法が保障している自由や権利を確かなものにするためには、何より主権者である国民の意思を正しく政治に反映させることが重要です。～中略～参政権は、民主主義の基礎となる重要な権利であり、中でも選挙権は最も重要なものです。(p.74)</li> </ul>
	棄権	<ul style="list-style-type: none"> <li>参政権は民主主義の根幹となる権利のひとつですが、近年、選挙があっても投票に行かず、棄権する人々が増加する傾向にあります。(p.75)</li> </ul>
	直接請求権	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の住民は～中略～直接請求権をもっています。(p.116)</li> </ul>
	投票の大切さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>参政権は民主主義の根幹となる権利のひとつですが、近年、選挙があっても投票に行かず、棄権する人々が増加する傾向にあります。多くの人々の長年の努力の結果、実現したこの権利を、私たちは責任をもって行使しなくてはなりません。(p.75)</li> </ul>
	その他の参加方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民は、集会・結社・表現の自由(21条)などの権利を使って、世論を形づくり、これを政治の場に反映させるようはたらきかけていくことも可能です。(p.74)</li> <li>私たちは選挙権や被選挙権、直接請求権などを用いなくても、さまざまな方法で政治に参加することができます。同じ考えをもつ仲間を集め、団体を設立したり、政党や利益集団に加入することはそのひとつです。また街頭や駅前でチラシを配ったり、署名を集めたりすることやインターネットを通じて社会に直接訴えかけることもできます。場所を借りて講演会やパネルの展示会を開いたり、デモ行進したりするという手段もあります。直接、政治家や行政機関に足を運び、相談することも有効です。新聞に投書したり、広告を出したり、テレビ局に取材を要請したりするといった手段もしばしばとられています。地域の住民運動に参加するのも政治参加といえます。(p.92)</li> </ul>
自由社 『中学社会 新しい公民教科書』 (公民927)	参政権	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国憲法は～中略～国民がみずからの代表者を選ぶ選挙権を保障しています。～中略～これらの諸権利が参政権と呼ばれるものです。(p.70)</li> <li>選挙によって私たちの代表を選出することが、最も重要な国民の政治参加の方法です。(p.78)</li> </ul>
	棄権	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙を棄権することは、結果として政治への参加権を一部の人たちに委ねてしまい、民主政治を根底から危機にさらすこととなります。(p.79)</li> </ul>
	直接請求権	<ul style="list-style-type: none"> <li>首長や議員の解職(リコール)、議会の解散や条例の制定・改廃などを求める直接請求権も認められています。(p.103)</li> </ul>
	投票の大切さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>参政権は、権利であるとともに義務としての性格ももっています。国民は、各自の私生活の範囲をこえる公共のことがらについて関心を持ち、みずから判断し、積極的に発言していくことを通して、自分たちの国や地方をよりよく発展させていくことが求められます。(p.71)</li> <li>選挙のたびに低投票率が話題になる。憲法では、投票は国民の権利となっているが、義務とも心得るべきであろう。～中略～多くの国民が選挙や政治に関心とならず、民意を反映しない偏った政党や政治家が政権をとるかもしれないからである。～中略～低い投票率は、有権者の責任放棄である。～中略～私たちは公民として政治の動向に深い注意を払い、政党や政治家とその政権公約を厳しく検討しなければならない。(p.80-81)</li> </ul>
	その他の参加方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞、雑誌などには投書欄が設けられており、一般の読者が、そこに投稿して意見や主張を發表することができます。(p.82)</li> <li>私たちが国や社会のあり方に疑問をもち、それをかえていこうとするとき、その方法には、マスメディアを活用して主張をアピールする、社会運動に参加する、投票を通じて自分の考えの実現を政治家に託すなどがあります。なかでも有力な方法が、みずから政治家を目指すことです。(p.86)</li> </ul>

述の村上論文ではこの点に関して、「左派」「右派」「中道」といった概念までもが内容に含まれるべきとしているが<sup>24</sup>、中学校の教科書にそれを盛り込むか否かは別として、「大きな政府-小さな政府」「国益と国際関係」「国家と個人の関係性」等については、政治的な立場を分ける基本軸として、その現実政治における機能について触れられてもよいのではないかと<sup>25</sup>。

加えて、そこにおける各政党の基本的な立ち位置と理念について触れることも選択肢としてはあるが<sup>26</sup>、これに関しては、現状の我が国の政党システムの流動性を考慮すると議論が分かれるところであろう<sup>27</sup>。既

述の通り、村上論文では、国家や政治権力への批判的視点につながるような要素も政治学教育の責務であると論じており<sup>28</sup>、これは教科としての社会科というよりは「シティズンシップ教育」「主権者教育」の範疇で扱うべきものであろうが、例えば「ディベート」「プレゼンテーション」等の実践的教育的紹介欄においてであれば、教科書に含める余地も生まれてこよう。

「政治参加」については、投票の大切さを説く記述は必須であろうが、その書き方には工夫の余地があるものと考えられる。ただ単に、「民主主義はみんなで政治的な事柄を決めるものであり、与えられた一票を

表 4-1 「熟議」に関する中学校教科書の記述（その1）

教科書	記 述	
東京書籍 『新編 新しい社会 公民』 (公民929)	議論による政治	・国民民主権の下では、国民一人一人の意見を尊重し、話し合いによって決定することが求められます。(p.40)
	メディアリテラシー	・私たちにも、マスメディアから発信される情報をさまざまな角度から批判的に読み取る力であるメディアリテラシーが求められています。(p.83)
	話し合いの大切さ	・日常から政治や社会の動きに注目し、他の人と政治について話し合ったりすることを通じて、考えを深めていくことも重要です。(p.40) ・私たちは、その情報をそのまま信用するのではなく、政治について話し合い、異なる意見もよく検討したうえで、公正に判断すること（熟議）が大切です。(p.83)
	実践的授業	・「ちがいのちがいを追求しよう」（カードを基に論題をつくってディベート）(p.68-69) ・「だれを市長に選ぶべき」（候補者の主張を読み、誰に投票するか考える）(p.72-73) ・「X市の市長選挙に立候補しよう」（仮想市長選に立候補し政策を考える）(p.114-115)
教育出版 『中学社会 公民 ともに生きる』 (公民930)	議論による政治	・民主政治の基礎は、人々が自由に意見を出し合って議論をすることです。(p.75)
	メディアリテラシー	・私たちには～中略～普段から何が正しいのかよく考えて受け取り、政治の動きを正しく理解していく姿勢が求められます。(p.81)
	話し合いの大切さ	・選挙や投票に参加したり、政治について意見を発表したりすることが、私たち国民による政治の決定にとって、とても重要です。(p.40)
	実践的授業	・「ディベート」（犯罪の防止か、プライバシーの保護か、について議論）(p.58-59) ・「プレゼンテーション」（まちづくりアイデアの提言）(p.114-115)
清水書院 『中学公民 日本の社会と世界』 (公民931)	議論による政治	議会政治では、審議をつくして、最終的には多数意見にしたがってものごとを決めるという多数決の方法がとられている。(p.75)
	メディアリテラシー	・私たちはつねに、注意深く情報を受けとらなければならない。(p.63)
	話し合いの大切さ	・私たちは、自分たちのまわりの自分たちで解決できる問題について、のぞましい結果がえられるように話し合ったり行動したりしながら、政治をおこなう技能を身につけ、政治を観察する目をきたえていくことができる。(p.27) ・政治をよりよい方向に導くには、私たちが正しい知識を身につけ、主体的に判断し、意見を述べる必要がある。無責任な意見が世論をかたちづれば、政治は腐敗する。また、世論が多数派の専制におちいる危険性もある。少数意見も尊重しながら、市民の意思を政治において実現させる慎重さが求められている。(p.63)
	実践的授業	・「卒業論文を書いてみよう」(p.186-187)
帝国書院 『社会科 中学生の 公民 より良い社会 をめざして』 (公民932)	議論による政治	・これからの国会には、少数意見を尊重して活発な討論を行う「言論の府」としてのあり方がさらに求められています。(p.73)
	メディアリテラシー	・マスメディアの情報をうのみにせず、信頼できる情報は何かを冷静に判断する力（メディアリテラシー）が必要になります。(p.63)
	話し合いの大切さ	・話し合いのなかでより良い考え方が生まれ、理性的な判断が可能になります。私たちの権利を保障していくためには～中略～話し合いによる民主主義が必要です。(p.33)
	実践的授業	・「ディベートで議論を深めよう」（権利の保障と公共の福祉）(p.56-57) ・「新聞について知ろう」（新聞から身につけるメディアリテラシー）(p.64-64) ・「自分が住むまちのまちづくりを考えよう」（まちづくりの方法提案・予算作成）(p.97)

無駄にしてはいけない」という書きぶりでは、「別に自分が投票しなくても結果は変わらないのでは」という素朴な疑問に答えきれないであろう。そこは、投票に関する政治学理論を踏まえ、「みんなが同じように考えて投票しなかったら、結局誰も投票せずに民主主義は崩壊する」「投票しないことは、一部の強固な支持を持つ偏った考え方の人が権力を持ってしまふことを後押しすることと同じ<sup>29</sup>」といった点を強調してみたらどうだろうか。

また、政治参加の様々な方法については、紙幅の制限もあるだろうが、できる限り多くのものが紹介された方がよいであろう。特に、政治家や官庁に働きかけることによって一般の市民がルールメイキングの一端を担うという考え方は、海外に比して日本は未だ浸透しているとは言い難く、「ロビイング」や「ガバメント・リレーションズ（GR）」といった用語と併せて、触れられてもよいと考えられる<sup>30</sup>。

「熟議」については、政治・社会問題について話し

表 4-2 「熟議」に関する中学校教科書の記述（その2）

教科書	記 述	
日本文教出版 『中学社会 公民的分野』 (公民933)	議論による政治	・議会は国民にとって重要なさまざまな問題について審議し、決定します。(p.96)
	メディアリテラシー	・私たち国民は～中略～何がより客観的であり真実であるかを判断し活用できる能力（メディアリテラシー）を養っていくことがたいせつです。(p.83)
	話し合いの大切さ	・議会が国民の意見を反映した決定を行うためには、私たち一人一人が政治に関心をもち、選挙や言論を通じて積極的に参加することが必要です。(p.35)
	実践的授業	・「15歳は「子ども」？それとも「大人」？」(p.67) ・「表現の自由について考えよう」(ブレインストーミング) (p.72-73) ・「情報の読み方と伝え方を学ぼう！」(p.84-85) ・「環境保全への取り組み」(調査・提案) (p.94-95) ・「一票の格差の問題を考えようーディベートー」(p.116-117)
育鵬社 『新編 新しい みんなの公民』 (公民934)	議論による政治	・民主主義で重要なことは、話し合いをとおしてたがいに説得し合うことです。(p.86)
	メディアリテラシー	・国民は～中略～なるべく種類や立場のちがう複数のメディアから情報を得るなどして、きちんと判断する能力（メディアリテラシー）をもつことが大切です。(p.93)
	話し合いの大切さ	・民主主義で重要なことは、話し合いをとおしてたがいに説得し合うことです。だから、いろいろな情報や意見を聞き、何が正しいのかをめぐって議論を深めていくことが必要です。(p.86)
	実践的授業	・「政治の入り口」(議員の政策について議論) (p.84-85) ・「新聞の社説を比べてみよう」(p.94-95)
自由社 『中学社会 新しい公民教科書』 (公民927)	議論による政治	・選出された代表者は議会（国会）に集まって政治のあり方を討議する (p.76)
	メディアリテラシー	・何が確かな情報かをみきわめ、そのうえで、自分の意見を形成するメディア・リテラシーの能力が大切です。(p.83)
	話し合いの大切さ	・参政権は、権利であるとともに義務としての性格ももっています。国民は、各自の私生活の範囲をこえる公共のことがらについて関心をもち、みずから判断し、積極的に発言していくことを通して、自分たちの国や地方をよりよく発展させていくことが求められます。(p.71)
	実践的授業	・「レポートと卒業論文をつくろう」(p.184-187) ・「ディベートをやってみよう」(p.188-193)

合うこと、議論することの必要性に関する記述が全体として薄い印象である。この点は「シティズンシップ教育」「主権者教育」が担うべき範囲なのであろうが、「ディベート」「プレゼンテーション」等の実践的教育の紹介を行う頁において、そのことが強調されてもよい。その実践的教育の紹介については、可能な限りの充実が図られるべきであるが、その際は、熟議民主主義の前提とされる「相手の意見をよく聞き、必要であれば自分の意見を修正するという寛容な態度を心掛け、より良い結論に至るための建設的な努力を重ねる」という視点が中心にあるべきであろう<sup>31</sup>。

## 6. 結び

本稿では、中学校社会科公民的分野の教科書において、政治、とりわけ民主主義に関わる事柄がどのように記述されているか確認した上で、その内容を政治学的観点から見て改善する余地があるのであれば、それはどのような点か、について検討を加えた。そこからは、民主主義を構成する「多数者による支配」「多元

主義・自由主義」「政治参加」「熟議」の各要素について各教科書間での共通点と相違点が示され、それを踏まえて、学校教育に対して政治学が貢献し得る点が明らかにされた。

18歳選挙権とそれを受けた「シティズンシップ教育」「主権者教育」の流れは、学校教育において政治的な事柄の占める割合を確実に大きくしている。中立性を担保しつつ、いかに生徒に正しく十分な政治的知識・知見を与えられるかは、今後も継続的な検討が必要となる重大なテーマであり、本稿がそこでの議論における一助となれば幸いである。

1) その定義はいまだ学術的に定まっているとは言えないが、今野・新井・児島によれば、「社会の構成員としての『市民』(citizen)が備えるべき『市民性』(citizenship)を育成するために行われる教育であり、集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事柄への関心や関与などを開発し、社会参画に必要な知識、技能、価値観や傾向を習得させる教育」

- と定義される。(今野喜清・新井郁男・児島邦宏〔編集代表〕『学校教育辞典』教育出版, 2003年, pp.367-8)
- 2) 主権者教育の明確な定義は、学問上、未だ為されていないが、実務レベルにおいてはその意味するところを明らかにした例がある。例えば、総務省の研究会はその報告書において、「社会の構成員としての市民が備えるべき市民性を育成するために行われる教育であり、集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事柄への関心や関与などを開発し、社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる教育・・・その中心をなすのは、市民と政治との関わりであり、本研究会は、それを「主権者教育」と呼ぶことにする。」としている。(総務省常時啓発事業のあり方等研究会『最終報告書：社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して～新たなステージ「主権者教育」へ～』総務省, 2011年, p.7)
  - 3) 「デモクラシー (democracy)」の語源である「デモクラティア (democratia)」は「人民」を表す「demos」と「権力・支配」を表す「kratos」を合わせた語であり、山川雄巳は「人民の権力」「人民の支配」を democratia の訳としている。(山川雄巳『政治学概論(第2版)』有斐閣, 1994年, p.184)
  - 4) この点を含めて教育と政治の関係性について論ずる文献は多いが、代表的なものとして、小玉重夫編『教育の再定義(岩波講座 教育 変革への展望 I)』岩波書店, 2016年., 藤井剛『18歳選挙権に向けて主権者教育のすすめ』清水書院, 2016年., 森田尚人・藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育学年報3 教育のなかの政治』世織書房, 1994年. など。
  - 5) 1954年の教育二法(改正教育公務員特例法, 義務教育諸学校における教員の政治的中立の確保に関する臨時措置法), 1956年の地方教育行政法, 1958年の義務標準法(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律)等がそれである。小玉・萩原・村上(2016) pp.34-7参照。(小玉重夫・萩原克男・村上祐介「教育はなぜ脱政治化してきたか—戦後史における1950年代の再検討—」『年報政治学2016-I』2016年, pp.31-52.)
  - 6) 1956年の地方教育行政法の制定前には、①全国都道府県教育委員会協議会, ②都道府県教育長協議会, ③全国地方教育委員会連絡協議会, ④全国都市教育長協議会, といった団体があったが、法制定を受けて①③が解散し、新たに全国都道府県教育委員長協議会, 全国市町村教育委員会連合会が発足したのに対し、②④は組織としての継続性が保たれた。小玉・萩原・村上前掲論文, pp.37-40参照。
  - 7) 小玉(2016), pp.56-73。(小玉重夫『教育政治学を拓く18歳選挙権の時代を見すえて』勁草書房, 2016年.)
  - 8) 小玉は、教師としての役割遂行を中断する「中断のペダゴジー」を可能とするようなカリキュラム構造を学校に組み込み、そのために教科横断的な総合学習や教科外活動が利用されるべきとし、これを一般化したものが「カリキュラムの市民科」だとしている。小玉(2013) pp.167-8参照。(小玉重夫『学力幻想』ちくま書房, 2013年.)
  - 9) 小玉(2013) p.168。
  - 10) 村上弘「政治学教育における目的, 内容, 方法—多元的民主主義と政党システムの教え方を中心に—」『年報政治学2016-I』2016年, pp.117-40。
  - 11) 村上前掲論文, p.126【表1】。
  - 12) 加えて、複数の意見や解釈を実際に理解した上で他者と議論するという実習の授業も意義が大きいと述べている。村上前掲論文, p.127。
  - 13) 記述の抜出にあたっては、村上前掲論文の表1「高校用の『用語集 政治経済』」において各要素に該当するとされた用語の中から、中学教科書にも掲載されている語を選びとり、意味の似たものや概念上他の語に包含されると考えられるものを一つにまとめる処理を行った(例えば、「表現の自由」・「集会・結社の自由」⇒「精神の自由」, 「リコール」・「レファレンダム」⇒「直接請求権」など)。また、現代政治における知識に絞る意図から、「市民革命」「アメリカ独立宣言」「フランス人権宣言」等、歴史的な用語については捨象することとした。
  - 14) 自由社の教科書においては、政党や政治家が世論に訴えかける, という側面について書かれている。
  - 15) 多数派支配との関係性について書かれているのは、東京書籍・帝国書院・日本文教出版・育鵬社・自由社の教科書。
  - 16) 自由社の教科書においては「少数意見の尊重」という表現は出てこないが、似た趣旨の事柄は記述されている。
  - 17) このような多元主義との関係性について書かれているのは、教育出版・清水書院・帝国書院・自由社の教科書。
  - 18) 少数意見の反映について書かれているのは、東京書籍・帝国書院・育鵬社・自由社の教科書。
  - 19) 社会の中の多様な利害を政治過程に出ささせる点について言及があるのは、教育出版・清水書院・日本文教出版の教科書。
  - 20) 清水書院・帝国書院の教科書のように、若者の低投票率に特に注目し、若者が投票に行かないことの意味を説明する記述も多い。また、自由社の教科書のように、「義務」という表現を使って投票の意義を訴えるものもある。
  - 21) 特に記述が厚いのは東京書籍と育鵬社の教科書であり、本文に挙げたものの他、情報公開制度の活用、団体の設立、講演会・展示会の開催、ネットを使った意見表明、政治家への立候補、等に言及されている。
  - 22) 「熟議」という用語について言及があるのは東京書籍の教科書のみ。あとは、「話し合ったり行動したりしながら、政治をおこなう技能を身につけ(清水書院)」「話し合いによる民主主義(帝国書院)」「話し合いをとおしてたがいに説得し合うこと(育鵬社)」など。
  - 23) 特に充実している帝国書院と日本文教出版の教科書で

- は、秘密保護法に関する新聞記事の比較、まちづくりの方法提案と予算作成、表現の自由に関するブレインストーミング、一票の格差に関するディベート等、多様な題材について様々な角度からの実践的手法が提案されている。
- 24) 村上前掲論文, pp.128-31。ここでは、もし「右と左」「保守とリベラル」といった基準がなければ、政党間の競争を認識する枠組みが曖昧になり、党首のイメージやネガティブキャンペーン等、単純な主張が力を持ってしまう可能性が指摘されている。
  - 25) もっとも、「大きな政府－小さな政府」については、政治的な考え方を示す軸としてではないが、全ての教科書において、行政活動や経済活動の項目にて言及が為されている。
  - 26) 東京書籍の教科書では、2016年参院選での各党（自民党、公明党、民進党、共産党、日本維新の会、社会民主党、自由党）の教育関連の公約が、各党党首の氏名・写真と共に掲載されており（p.80）、これが全ての教科書の中で唯一、現実の政党の具体的政策を比較可能な形で載せてある例である。
  - 27) 政権政党の移り変わりや政党システムの変遷について
- も各教科書の記述は分かれており、例えば、2009年の自民党から民主党への政権交代については、東京書籍（p.81）・帝国書院（p.67）の教科書が、2012年の民主党から自民党への政権交代については、東京書籍（p.81）・帝国書院（p.67）・日本文教出版（p.81）・自由社（p.87）の教科書が、それぞれ言及している。
- 28) 村上前掲論文, p.127。
  - 29) 東京書籍・教育出版・自由社の教科書では、このような趣旨の記述が見られる。
  - 30) 近年ではこのような考え方にに基づき、ロビング・GR担当の専門部署を置く大企業や、それらを包含する概念であるパブリック・アフェアーズを専門とする企業も僅かながら出てきている。藤井宏一郎・日々谷尚武「パブリック・アフェアーズの概念が、新たな社会をつくるカギになる」[https://blog.pr-table.com/hibiya\\_interviews\\_04/](https://blog.pr-table.com/hibiya_interviews_04/) 桑島浩彰「日本企業にはロビイング力が足りない！」<https://toyokeizai.net/articles/-/55352> 等参照。
  - 31) 熟議民主主義につき、田村（2017）等参照。（田村哲樹『熟議民主主義の困難—その乗り越え方の政治理論的考察』ナカニシヤ出版、2017年。）